



会社や事業所を経営されている方へ

平成28年分の給与支払報告書から

マイナンバーの記載が必要です。

1 事業主の方が社員やアルバイトの方からマイナンバー（個人番号）を収集するときは、**本人確認**として、マイナンバーの確認と身元の確認を行う必要があります。



2 給与支払報告書を市役所窓口へ提出します。

- ✓ 事業者が法人の場合は、窓口での本人確認は不要となります。
- ✓ 事業者が個人事業主の場合は、提出時に個人事業主の方の**本人確認**を窓口でさせていただきます。

個人事業主の方が、次の方法によって提出する場合は、本人確認のための書類(右記参照)の写し(コピー)の添付が必要です。

- i 郵送で提出する場合
- ii お使いの方(使者)が、市役所窓口へ提出する場合

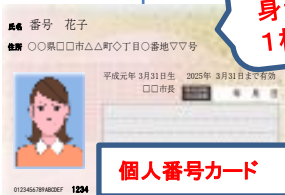


本人確認の方法

マイナンバーの確認

身元の確認

個人番号カードをお持ちの方は…



個人番号カードなら、マイナンバーの確認も身元の確認も1枚で出来ます。

個人番号カードをお持ちでない場合は…



運転免許証 または パスポート
などの写真付身分証明書

上記が困難な場合は、医療保険や介護保険の保険証、年金手帳、福祉医療受給者証など2つ以上の写真のない身分証明書などの書類を提示していただきます。

※雇用関係にある等の理由で、人違いでないことが明らかな場合、身元の確認は省略することが可能です。

税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバーが記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。



		記載対象	マイナンバーの記載及び提出時期(一般的な場合)
所得税	(国税)	平成28年1月1日の属する年分以降の申告書から	平成28年分の場合 →平成29年2月16日から3月15日まで (個人住民税及び個人事業税は平成29年3月15日まで)
個人住民税	(地方税)		
個人事業税	(地方税)		
法人税	(国税)	平成28年1月1日以降に開始する事業年度に係る申告書から	平成28年12月末決算の場合 →平成29年2月28日まで(延長法人は平成29年3月31日まで)
法人住民税	(地方税)		
法人事業税	(地方税)		
法定調書	(国税)	平成28年1月1日以降の金銭等の支払等に係る法定調書から(注)	(例)平成28年分特定口座年間取引報告書 →平成29年1月31日まで
支払報告書	(地方税)	平成28年分の支払報告書から	(例)平成28年分給与支払報告書 →平成29年1月31日まで
申請書・届出書	(国税) (地方税)	平成28年1月1日以降に提出すべき申告書(償却資産申告書等)から	各税法に規定する、提出すべき期限

(注)平成28年1月1日前に締結された「税法上告知されたものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに関する「マイナンバー」の告知及び本人確認については、同日から3年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができる。

